

平成24年11月7日

民主党障がい者差別禁止PT
会長 江田 五月 様
事務局長 黒岩 宇洋 様

公益社団法人全国精神保健福祉会
理事長 川崎洋子

「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての要望

今回の法制の制度化に向けて精神障がい者の家族会として、要望させていただきます。はじめに、「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」において法の理念として掲げられている「完全参加と平等」と「共生社会の実現」は、私たち精神障がい者とその家族が長年にわたり願ってきたことです。そのための「障害に基づく差別」の解消がこの法により実現できることは、私たち精神障がい者とその家族の生き方を大きく変えることができると考え、「障害者差別禁止法」の制定を要望します。精神障がい者については以下の差別が存在しており、これらの差別が解消されることを強く望みます。

1. 医療・介護について

精神科入院医療の在り方に関しては厚生労働省で検討されているところですが、他科と比べて、医師、看護師が少なく配置されています。また、合併症患者が他科受診を拒否される、高齢精神障がい者が介護施設の入居を制限されるなど、同質・平等な医療・介護が保障されていません。

条件を整えば退院できる人が、地域における社会資源の不足により長期の入院を強いられています。このような「社会的入院」も障がいによる差別です。

2. 教育について

精神障がいへの正しい理解がされておらず、精神障がい者とその家族は偏見の根強い社会で隠れるように生活しております。精神障がい者は必要な支援を受け、地域で生活できることを国民が理解する必要があります。学校教育、特に小学校高学年から精神疾患・精神障がいへの理解を深める教育がされておらず、教員の理解不足により精神疾患をもつ生徒が適切な支援が受けられない現状があります。

3. 雇用について

「障害者雇用促進法」の改正に向けて、精神障がい者の雇用の義務化の方向性が出てきております。しかしながら、まだ企業側は受け入れに慎重になっております。精神障がい者を正しく理解するための啓発が必要です。また、企業側にだけ課するのではなく、地域の相談支援・就労定着支援体制を構築し、企業が安心して精神障がい者を雇用できる仕組みづくりが早急に必要です。雇用の仕組み作りにあたっては、精神障がい者の特性に配慮した、短時間労働、休息の保障、人的な支援などの合理的配慮の具体例を示すガイドラインの策定が必要です。

4. 制度間の格差、地域間の格差について

障害者自立支援法は3障害一元化を大きく謳いましたが、実情はほとんど変わっていません。JRや地方交通機関の割引、重度心身障害者医療費助成制度の適用などに代表されるように、手帳制度、諸手当が精神障がい者に適用されないものが多くあります。また、身体、知的障がい者は制度化されていますが、精神障がい者の相談員制度がありません。

5. 保護者制度について

長年家族に重い負担を強いてきた「保護者制度」は、他の障がいにはない制度です。障害者権利条約にてらしても、すべての精神障がい者に保護者が必要だとするこの制度は、精神障がい者を差別するものです。

6. マスコミ報道や、施設建設の反対運動について

精神障がい者に対する偏見を助長するマスコミ報道、施設の建設に反対する運動などを解消するには、精神障がい者への理解を深める啓発活動が必要ですが、同時に、このようなことが差別であることを、認識することが必要です。

7. 欠格条項について

運転免許や各種資格の取得において、特定の精神疾患を理由に制限される欠格条項が存在します。欠格条項は、障がいを理由に障がい者の社会参加を妨げるものです。

上記の観点から、「障害者差別禁止法」の法制化を求めます。